

小山工業高等専門学校施設使用規則

制 定 昭和45年 4月 1日

最終改正 平成20年 4月 1日

(趣旨)

第1条 この規則は、小山工業高等専門学校(以下「本校」という。)所属の土地、立木、建物、工作物及び物品等(以下「施設」という。)の使用の適正を期し、本校の教育研究の円滑な実施を確保することを目的とする。

2 施設の使用については、法令、本校規則又はこれらに基づく特別の定めのある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

(総括)

第2条 不動産管理役は、施設の使用に関する事務を総括する。

(管理者)

第3条 総務課長は、不動産管理役の指揮監督の下に管理者として施設の使用に関する事務を処理する。

2 不動産管理役は、施設の管理上特に必要があると認めるときは、他の教職員に施設の使用に関する事務の一部を分掌させることができる。

3 管理者(前項の分掌する者を含む。以下同じ。)が出張その他の用務により不在の場合は、不動産管理役又はあらかじめ不動産管理役の指定する教職員が管理者に代ってその事務を代行するものとする。

4 管理者は、所属職員を指揮して施設の使用に関する事務を執行するものとする。

(教職員及び学生等の義務)

第4条 本校の教職員及び学生(以下「本校関係者」という。)並びに本校の施設の使用を認められた者は、本校の規則、細則、使用心得等を誠実に遵守するとともに、不動産管理役、管理者等において施設の管理上必要と認めて発する指示に従わなければならない。

(使用調整)

第5条 管理者は、本校関係者が施設をその本来の用途又は目的に従って効率的に使用することができるよう、必要な使用の調整を行うものとする。

(一時使用)

第6条 管理者は、本校の運営及び施設の管理上支障のない場合は、本校関係者以外のもの(教職員又は学生が一般の第三者と同様の立場で使用する場合を含む。以下同じ。)に対し、本校の施設の一時使用(30日以内の使用をいう。以下同じ。)を認めることができる。ただし、次の各号の一に該当するものについては認めることができない。

一 宗教(的)活動を目的とするもの

二 営利を目的とするもの(本校関係者の福利厚生のために行う場合を除く。)

三 政治問題に関するもので、学校又は本校職員の政治的中立性について疑いを抱かしめるおそれのある事項について討議決定等を行うことを目的とするもの

四 違法、不当な内容の討議、決定等を行うことを目的とするもの

(一時使用の許可基準)

第7条 前条の規定により一時使用を認めることができる場合の基準は、おおむね次のとお

りとする。

- 一 本校関係者のため、食堂、売店その他の厚生施設を設置する場合
- 二 国等の学術調査又は研究、国等の施策の普及宣伝その他公共目的のため、講習会、研究会等の用に短期間使用する場合
- 三 運輸事業、水道、電気又はガス供給事業その他の公共事業の用に供するため、やむを得ないと認められる場合
- 四 災害その他の緊急やむを得ない事態の発生により、応急施設として極めて短期間その用に供する場合
- 五 公共団体における公共用、公用又は公益事業用に供する場合
- 六 法令の規定に基づき使用又は収益をさせる場合
- 七 地方公共団体等主催の野球大会等に使用させる場合
- 八 本校の研究成果を活用した事業(創業準備を含む)を行う中小企業又は個人にその事業の用に供するため本校施設を使用させることが必要と認められる場合
- 九 前各号に掲げるもののほか、国等の事務、事業又は国等の企業の遂行上真にやむを得ないと認められる場合

(使用手続)

第8条 施設の一時使用を希望する者は、5日未満の臨時の使用にあつては、使用開始予定日の5日前、その他の一時使用にあつては20日前までに、施設一時使用許可願(別紙様式第1号甲)に必要事項を記入して総務課施設係に提出しなければならない。

2 体育施設の一時使用については、前項の規定にかかわらず小山工業高等専門学校体育施設運営規則(昭和44年4月1日制定)の定めるところによる。

3 本校関係者以外のもので、施設を30日以上使用する必要のある場合は、独立行政法人国立高等専門学校機構不動産管理規則(平成16年4月1日制定)の定めるところによる。

(使用許可)

第9条 管理者は、前条の願い出を妥当と認めるときは、所要の条件を付し、施設一時使用許可書(別紙様式第1号丙)を願出人に交付する。

2 前項の使用の条件には、少なくとも次の事項を含めるものとする。

- 一 第6条ただし書の各号に規定する目的に使用しないこと。
- 二 許可を受けた使用の場所及び期間又は時間を厳守すること。
- 三 悪臭を発生し又は喧騒にわたる等して、使用を認められた施設の周辺の静穏な秩序を乱さないこと。
- 四 施設や器物を汚染し、毀損しないこと。
- 五 許可を受けた目的以外に施設を使用し、又は使用させないこと。
- 六 本校の規則、細則、使用心得等を守ること。
- 七 条件に違背した場合その他本校から明渡しを求められたときは、いつでも無条件でこれに 응ずること。
- 八 その他管理者等が行う施設管理上の指示に従うこと。

(使用料)

第10条 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、所定の使用料を使用する前日(その日が休日の場合はその前日とする。)までに総務課財務係へ納付しなければならない。ただし、不動産管理役が特別な事情があると認めるときは、使用料を減免すること

ができる。

2 既納の使用料は、返付しない。

(使用上の注意)

第11条 使用者は、使用許可書と前条に定める使用料の領収書とを提示したうえ、管理者の指示に従って、常に施設を善良な状態で使用しなければならない。

第12条 使用者が使用日時の変更又は取り消しをする場合は、使用する前日までに、管理者に申し出なければならない。ただし、天候等やむを得ないと認められる事情による場合は、当日申し出てもよいものとする。

2 この申し出のない場合は、使用したものとみなす。

第13条 施設の管理者は、一時使用許可後又は使用中であっても次の各号の一に該当すると認めるときは、速やかに必要な是正措置を命じ、又は一時使用の許可を取り消すものとする。この場合、使用者のいかなる損害についても、本校はその責を負わない。

一 一時使用の条件に違反したとき。

二 一時使用許可願に虚偽の記載があったとき。

三 当該使用により施設本来の目的又は用途に支障をきたすおそれが生ずると認められるとき。

四 校内の静穏が乱れるおそれがあると認められるとき。

五 本校において当該施設を使用する必要が生じたとき。

第14条 施設の使用時当該施設又は他の施設に損傷を与えたときは、何人の行為であっても、使用者は、管理者の指示に従って速やかにその損傷を原状に回復させるか、又は管理者の認定した金額を賠償しなければならない。

(立入り検査及び指示)

第15条 管理者は、防火、防犯、衛生その他施設の管理上必要があるときは、一時使用を許可した施設について立入り検査をし、使用者に必要な指示を行うことができる。

(掲示)

第16条 管理者は、所定の掲示板以外の施設又は場所に掲示を行わせてはならない。ただし、特別な理由がある場合において、管理者がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する場合の掲示については、次条から第20条までの規定を準用する。

(掲示手続)

第17条 掲示板に掲示することを希望する者は、掲示許可願(別紙様式第2号)に掲示物を添えて、本校の学生にあっては学生係、教職員及びその他の者にあっては総務係へ提出して管理者の許可を受けなければならない。

(掲示許可)

第18条 前条の許可願が提出されたときは、管理者は、掲示物の内容、形状等を審査のうえ、法令、規則等に照しさがつかえないと認めるときは、掲示物に掲示期間を明示した検印を押して交付し、その掲示を許可するものとする。

(掲示の許可基準)

第19条 次の各号に掲げる掲示物の掲示は、許可しないものとする。

一 営利に関するもの(教職員及び学生の福利厚生のために行うものを除く。)

二 宗教(的)活動に関するもの

三 政治問題に関するもので、学校又は本校職員の政治的中立性について疑いを抱かしめ

るおそれのあるもの

四 特定の個人、法人、機関等をひぼうし、又はその名誉を傷つけるもの

五 違法なもの又は違法な行為をそそのかすもの

六 不体裁で品位に欠けるもの又は見る者に嫌悪感をもよおさせるもの

七 掲示責任者名の記載のないもの

八 その他管理者において掲示を許可することが著しく不適當であると認めるもの

(掲示物の撤去)

第20条 管理者は、無許可の掲示物を発見したときは、直ちに掲示責任者に撤去を命じ、又は関係の教職員に指示して撤去させなければならない。

(商品等の移動販売等)

第21条 校内において商品等の移動販売、宣伝若しくは勧誘、寄附の募集その他これらに類する行為をしようとする者は、あらかじめその行為について管理者に申請し、許可を受けなければならない。

2 管理者は、許可なく前項に該当する行為を行う者を発見したときは、直ちに同項の許可を申請させるか、又は校内からの退去を命ずるものとする。

(校内立入りの規制)

第22条 管理者は、校内において次の各号の一に該当する行為が行われるおそれがあると認められるときは、校内(校内の特定の場所を含む。以下本条において同じ。)の立入りの規制を行うとともに、これらの行為が行われた場合においては、校内からの退去を命ずるものとする。

一 教職員に面会を強要すること。

二 銃器、凶器、爆発物その他の危険物を持ち込み、又は持ち込もうとすること。

三 施設や器物を損傷し、若しくは汚損し、又はこれらの行為の準備をしようとする事。

四 学校の正常な運営に支障を生じさせるおそれがあると認められる文書、図面等を配布し、若しくは掲示し、又はこれらの行為の準備をしようとする事。

五 多数集合し、放歌高唱し(拡声器を使用する場合を含む。)若しくはねり歩き、又はそのための準備をしようとする事。

六 すわり込みその他通行の妨害になるような行為をし、又はそのための準備をすること。

七 その他校内の秩序をみだし、若しくは教職員及び学生の安全をおびやかすような行為をし、又はこれらの行為をしようとする事。

(倉庫等の出入禁止)

第23条 管理者は、倉庫、車庫、事務電算室、守衛所、変電室、ボイラー室、機械室その他管理者の指定する場所について、関係者以外の出入を禁止するとともに、適当な掲示を行う等して、そのことを教職員、学生及び校内に出入する者に周知徹底させなければならない。

(施設管理上の一般的指示)

第24条 不動産管理役は、施設の管理の円滑を期するため、あらかじめ鍵の保管及び取り扱い、校内の通行及び駐車、物品の販売、文書の配布等に関して一般的な指示を行い、関係者に周知徹底させなければならない。

(雑則)

第25条 この規則に定めるもののほか、施設の使用に関し必要な実施細則、使用心得等は不

動産管理役が定める。

附 則

1 この規則は、昭和45年4月1日から施行する。

2 この規則に定めるもののほか、施設の使用に関し必要な実施細則、使用心得等は校長の承認を得て事務部長が定める。

附 則

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成10年12月15日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。